

# 四万十市プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

## 1 趣旨

消費税・地方消費税税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券事業（以下「商品券」という。）において、商品券の取扱事業者を募集します。

## 2 応募資格と要件

四万十市内に店舗を有する事業者。ただし以下に該当する事業者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に該当する事業者（パチンコ、マージャン、ゲームセンター等）
- (2) 市が本事業の目的に照らし、取扱店として登録することがふさわしくないと判断した事業者

## 3 登録手続き

- (1) 登録を希望とする事業者は、取扱事業者登録申請書兼誓約書（別記様式）に所定の事項を記入

し、市に提出してください。申請書の様式は市観光商工課・産業建設課で配付のほか、市のホームページからダウンロードできます。登録手数料は無料です。

- (2) 申請書の提出は、メール、郵送もしくは窓口にご持参ください。郵送もしくは窓口でご提出いただく場合は、申請履歴照会等のため提出前に必ずコピー等の控えをとっていただくようお願いいたします。
- (3) 申請書のうち、商品券換金振込先の金融機関については、市が指定する市内の金融機関（郵便局は除く）となります。市内金融機関の口座がない場合は口座を開設していただく必要があります。

## 4 申込期限

令和元年7月31日（水）までとします。なお期限後であっても随時受け付けます。

※上記期限内に申込みをされた事業者の店舗名については、商品券の購入対象者に商品券購入引換券を発送する前にホームページで案内・周知するほか、購入対象者に配布する取扱店一覧（チラシ等）にも掲載します。

## 5 審査・登録

- (1) 市は、事業者から提出があった取扱事業者登録申請書兼誓約書を審査し、取扱事業者登録台帳に登録します。
- (2) 取扱事業者には、市から、登録証・登録カード・ステッカーを交付するものとし、交付する日時及び場所については、市が別に定めるものとします。

※ステッカーは取扱店であることが利用者にわかるよう店舗の見やすい位置に掲示してください。

※登録証又は登録カードは商品券を換金する際に必要となりますので大切に保管してください。

## 6 商品券事業の概要

- (1) 額面500円券10枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売します。
  - ① 住民税非課税者：一人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
  - ② 子育て世帯：対象となる子ども一人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます。

- (2) 商品券の使用期間は令和元年10月1日から令和2年3月31日までとします。

取扱事業者は、上記期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行います。いかなる理由があっても有効期限後の商品券の使用はできません。
- (3) つり銭は支払わないものとします。
- (4) 受領した商品券の再使用はできません。不正防止のため、取扱事業者は、商品券を受領した際は、速やかに商品券裏面の記載欄に取扱事業者（または店舗名）を記載、もしくはスタンプ等の押印を行ってください。
- (5) 取扱事業者は、商品券が利用できない商品を任意に指定することができます。（利用者に分り

やすく掲示する等の措置をお願いします。)

## 7 商品券が使用できない商品等

商品券の使用対象外となる物品の購入又は役務の提供は、以下のものとします。

- (1) 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等
- (2) 現金への換金、寄附、有価証券の購入、債務の支払
- (3) ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- (5) 税金、官公庁の公共料金（ごみ袋・ごみ証紙は除く）、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料、テレビ受信料等
- (6) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (7) 鉄道、バス、航空機、船舶等公共交通機関の運賃料金等  
(ただし、タクシー及び代行、旅行パッキングツアーの購入は除く)
- (8) 上記と同類であると判断される商品やサービス

## 8 商品券の換金

商品券の換金手続きは、市が指定する金融機関において以下のとおり行うものとします。

- (1) 取扱事業者は、商品券、通帳（入金帳も可）、登録カード（登録証でも可）を持参のうえ、市が別に定める「商品券換金申込書」に必要事項を記入のうえ申請時に登録を行った金融機関に提出します。換金申込書は、市及び指定金融機関に常備しています。
- (2) 商品券の換金期間は、令和元年10月1日～令和2年4月30日までの間とします。
- (3) 換金手数料は無料です。（市が負担します。）
- (4) 額面合計100万円を超える商品券を持ち込む場合には、金融機関への事前の連絡をお願いします。また閉店間近の持込の自粛等をお願いします。
- (5) 上記以外に商品券の換金に必要な事項は別に定めます。

## 9 注意事項

- (1) 取扱事業者の取り消し及び市への賠償責任  
取扱事業者が次のような行為を行った場合は、当該商品券事業における登録を取消すことがあります。その場合、取扱事業者に損害が生じても市は賠償の責任を負いません。また、これらの行為により市に損害を生じさせた場合において、取扱事業者は賠償の責任を負います。なお、悪質と認められる場合は刑事告訴を行う場合もあります。
  - ① 商品券を不正に取得し、又は使用し、換金した場合
  - ② 商品券を故意に棄損及び破損した場合、又は改造や偽造を行った場合
  - ③ 使用済み商品券を再使用した場合、又は他の者に譲渡（無償も含む）した場合
  - ④ 使用が禁止されている商品等に対し、故意に商品券を使用させた場合
  - ⑤ その他この取扱事業者募集要項、関係法令等に違反した場合
- (2) 取扱事業者における商品券の管理責任  
消費者が使用した商品券について、換金するまで間の管理責任は取扱事業者にあるものとします。それを踏まえ、商品券に係るトラブルには以下のように対応します。
  - ① 取扱店が保管中の商品券が紛失、盗難、滅失その他事故にあった場合については、市は一切その責任を負いません。したがって、商品券の再発行等も行いません。
  - ② 商品券に係る利用者と取扱店舗の間のトラブルは、基本的には両方で解決をお願いします。ただしトラブルの原因が商品券制度そのものに起因し市の判断が必要な場合（例えば当該商品が禁止商品かどうか等）は市にご相談ください。

## 10 問い合わせ・申込み先

- (本庁) 観光商工課 商工・雇用対策係  
〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地  
TEL:0880-34-1126 (直通)  
Mail: syoukou@city.shimanto.lg.jp  
※メールでの申し込みは観光商工課宛てでお願いします。
- (総合支所) 産業建設課 産業振興係  
〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445番地2  
TEL:0880-52-1111 (代表)